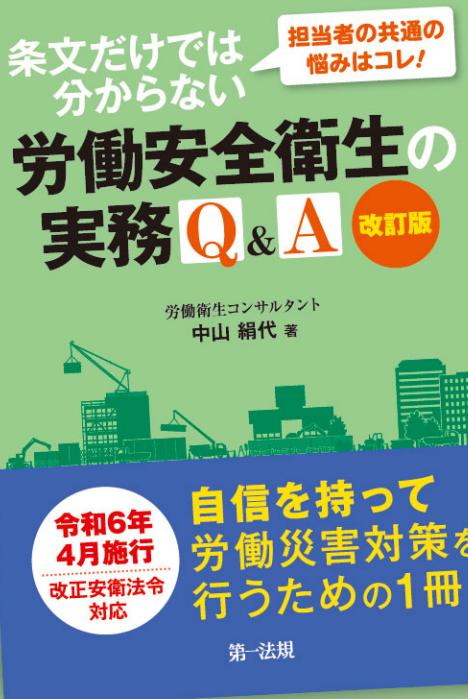


多くの担当者が迷う “リアルな悩み” をスッキリ解決！



A5判・308頁
定価3,740円(本体3,400円+税10%)

Q (質問)
現場で実際に発生した実務担当者のリアルな悩みを収録！

A (回答)
根拠法令の内容も明示しながら、わかりやすく解説！

170

WEB商品『安全衛生セレクション』の「相談室」に寄せられた膨大な数の相談から、多くの担当者が誤りやすい悩みを厳選収録(Q&A110件)！

関連商品ご紹介

豊富なQ&Aとチェックリストで業務に使える労働安全衛生法関連データベース！



安全衛生セレクション

膨大な安全衛生法令と解説、資料のデジタル化を実現！
法令管理の労力を飛躍的に軽減します！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 ☎ 03-5541-8560
<https://www.daiichihioki.co.jp>



Tel. 0120-203-694

Fax. 0120-302-640

条文だけでは分からぬ労働安全衛生の実務Q&A 改訂版

中山 絹代 (労働衛生コンサルタント) 著

- 労働安全衛生関係法令の法解釈や運用で誤りやすいポイントを厳選収録！
- 法制度解説に留まらない労働災害対策の実務書！

労基署等への
相談前に
ちょっと確認！

第1章 安全衛生教育（雇入れ時教育、特別教育、職長等教育）

講じた措置を労働者に周知しておくことが必要です。

雇入れ時等教育のうち化学物質の取扱いについて、化学物質の容器等のラベルの内容を理解させる教育から始めることができます。ラベルは、化学物質の危険性・有害性情報や取扱い上の注意事項等を直接労働者に伝えるツールです。【参考】に記載された教材等を活用し、ラベルの見方（成分・表示の意味・危険・有害性情報、取扱い上および保管上の注意事項、ばく露・漏えい時の緊急措置等）を中心に説明します。事業場で実際に取り扱っている化学物質のラベルを利用しても安全衛生教育を行います。災害事例は、自社の事例がない場合には「職場のあんぜんサイト」の災害事例から事業場で発生する可能性のある事例を参考にします。労働者がラベルの内容や災害事例を理解することにより、労働災害防止対策を自ら確実に実行できるようになります。

【参考】: 化学物質管理に関する社内安全衛生教育用学習教材

初級版用ですが、職長・中級者用も別途用意されています。

① 農場で化学物質を安全に取り扱うために01_02（純き）

01 : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-00000001/l-1mp4>

02 : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-00000001/l-2mp4>

② 化学物質の危険有害性とは—ラベルの見方・表示の意味—

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-00000001/l-2mp4>

Q68 通達に定める安全衛生教育の法的拘束力

通達に定める安全衛生教育は、安衛法に定める雇入れ時等教育、特別教育、職長等教育と比べて法的な拘束力に違いはありませんか。

【参考】: 通達には、法令の解釈を示す解説例と地方出先機関に対して行方指導を行う際の基準や着眼点を示す通達の2種類があります。お尋ねのものは後者の通達です。ですから、これに従わなかったと

根拠法令

安衛法: 66の8（面接指導等）、66の8の2（研究開発業者従事者等の面接指導）、66の8の3（労働時間の状況の把握）、66の8の4（高度プロフェッショナル制度適用者の面接指導）、66の9（健康への配慮が必要な者の面接指導）、66の10（心理的な負担の程度を把握するための検査）

労基則: 69の2（医療体制の確立に必要な者として厚生労働省令で定める者）、69の3（労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするための必要な事項）

安衛則: 52の2（面接指導の対象となる労働者の要件等）、52の3（面接指導の実施（法等）、52の4（面接指導における検査事項）、52の5（労働者の希望による面接指導の証明）、52の6（面接指導結果の記録の作成）、52の7（

66条の8
条の8の
な措置の
接指導の
接指導
見易勝敗
医療法施行
今4.19日
づき厚生
平成30.1.1
規定に基
・平27.4.15心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示（心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針）

根拠法: 52の10（労働者登録簿の記入事項）

・平30.1.1基発0121（「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」の通知について）

・平18.2.2基発0224003（労働安全衛生法等の一部を改正する法律（労働安全衛生法法施行令等）等の施行について）

・平22.5.6基発0625第4（労働安全衛生法の一部を改正する法律について）

・平22.5.6基発0625第3（労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省令等の措置に関する者等の行為について（心理的な負担の程度を把握するための検査等指針））

・平27.9.15基発0115第5（情報通信機器を用いた労働安全衛生法第66条の8

根拠法令・通達等

「この法解釈であつているか」等の不安が解消され、自信をもって対策できる！

